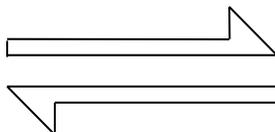


ワシントン条約附属書Ⅱ掲載動植物に係る貨物の輸出（日本原産）

輸入者  
【荷受人】

輸入国管理当局等



※輸入国によっては、  
輸入前に事前の手続きが  
必要な場合があります。  
事前に輸入者を通じて  
確認することをおすすめします。

⑦CITES輸出許可  
書(正)及び貨物の送  
付

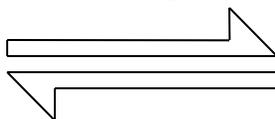
輸出者  
【申請者】

日本国管理当局  
【経済産業省】

提出書類

- ◇輸出承認・許可申請
  - ▽輸出承認申請書
  - ▽輸出承認申請説明書
  - ▽輸出契約書
  - ▽日本国許可・証明（申請）書（CITES許可書）
  - ▽繁殖/栽培/捕獲証明書\*1
  - ▽誓約書
  - ▽輸出貨物の写真
  - ▽販売/譲渡証明書
  - ▽運送手段説明書\*2
  - ▽飼育により繁殖させたニホンイシガメの場合、繁殖実施状況書、繁殖施設の構造及び規模を示す書面、繁殖施設における最大飼育可能頭数及び推定年間繁殖数を示す書類
  - ▽チョウザメ目の種の加工された未受精卵（キャビア）を日本で容器に包装した場合、キャビア輸出のための施設登録書の写し
  - ▽その他（研究計画を証する書類、加工品の場合含有量を示す成分表等）

①輸出承認・  
CITES許可申請



④輸出承認書  
CITES輸出許可書  
の発給

- ◇経済産業省は次の事項を確認
  - (a) 動植物の保護に関する法律に違反していないこと
  - (b) 輸送方法がその保全に影響を及ぼす恐れのないこと\*2
  - (c) 科学当局からの助言を受諾 等

③管理当局  
への助言



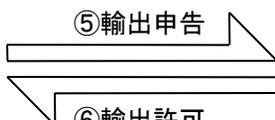
②科学当局  
への照会

日本国科学当局  
【環境省（陸棲動物等）】  
【農水省（海棲動物・植物等）】

- ◇科学当局は次の事項を助言
  - 標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないことを確認

- \*1 繁殖/栽培/捕獲証明書（いずれか当てはまるもの）は、それらを繁殖、栽培又は捕獲した者が証明すること
- \*2 生きている動植物のみ

⑤輸出申告



⑥輸出許可

日本国税関当局  
【財務省】

- ◇提出書類の確認等